

感染症に関する情報の共有等について

平成 28 年 1 月 20 日
外務省領事局政策課
厚生労働省健康局結核感染症課

外務省領事局政策課（以下、「外務省」という。）と厚生労働省健康局結核感染症課（以下、「厚生労働省」という。）は、感染症の予防及びそのまん延の防止を図り、もって国民の生命と健康を守るため、適時に感染症対策を実施できるよう、下記のとおり、海外の感染症に関する情報の共有をはじめとして緊密に協力することについて確認した（個人情報を取り扱う場合には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の規定に従い対応する）。

記

1. 海外の感染症に関する情報の共有とそれに基づく協力事項

（1）厚生労働省は、国際保健規則の枠組みにより入手した海外の感染症発生状況に関する情報を、外務省に迅速に共有する。外務省は、当該情報を、必要に応じて関係する在外公館に共有する。

（2）外務省は、在外公館を通じて入手した現地の感染症発生状況に関する情報を、厚生労働省に迅速に共有する。厚生労働省は、当該情報を、必要に応じて国立感染症研究所等研究機関と共有することができ、その情報に基づいて専門家が分析を行った場合には当該情報を外務省に共有する。

（3）適切な検疫実施等のために厚生労働省から要請がある場合には、外務省は、在外公館等を通じて入手した感染症流行国からの帰国者に関する情報を厚生労働省に共有する。厚生労働省は、当該情報を、必要に応じて検疫所並びに対象者の居住地を管轄する地方自治体及び保健所に共有できる。

2. 感染症に関する海外安全情報の発出に関する協力事項

（1）外務省は、感染症危険情報をはじめとする感染症に関する海外安全情報の発出を検討するにあたり、厚生労働省及び国立感染症研究所等研究機関の助言を求めることができる。また、外務省は、発出した感染症に関する海外安全情報を迅速に厚生労働省に共有する。

(2) 厚生労働省及び外務省は、外務省発出の感染症危険情報により渡航自粛等の注意喚起が行われている対象国に渡航を企図する邦人に関する情報がある場合、当該情報を迅速に共有する。外務省は、当該邦人に関する情報収集及び渡航自粛の働きかけのため、必要に応じて、厚生労働省を通じて、可能な範囲で保健所等の協力を要請することができる。

3. 感染症専門家の海外派遣に関する協力事項

外務省は、在外邦人に対し医療・健康面での支援を行うため、感染症専門家を海外に派遣して健康安全講話を行う場合、厚生労働省に、適当な被派遣者の推薦を依頼することができる。また、外務省は、当該専門家の海外派遣に関する結果を迅速に厚生労働省に共有する。

(了)